



議案第 四 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の
一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を
改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の
規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年三月十日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、当分の間」を「、昭和五十六年度に限り」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。